

令和6年5月23日

姫路城ライトアップイベント事業に係る企画及び演出等業務委託に関する質問に対する回答書

No	質問事項	回答
1	提案書は必ず添付されている様式を利用する必要がありますか。	添付の様式をそのまま利用する必要はありませんが、様式番号や題名は必ず記載してください。また、指定の枚数制限は厳守してください。
2	イベントの告知看板はいつからの設置になりますでしょうか。	2週間以上前からの設置を想定しています。
3	三の丸広場内の事前工事可能期間についてご教示ください。(事前に三の丸広場を使用する別イベントの日程など)	当イベント実施前には、例年姫路城菊花展(昨年実績:2023/10/14~11/12)を開催していますが、現時点での開催日程は未定です。なお、菊花展を開催する際には、三の丸広場北側の芝生部分(旧西大柱展示場東側)及び東側の砂利部分を利用しています。また、現時点で、11/2及び3に人間将棋のイベントがありますが、11/9以降は芝生部分を利用する予定はありません。
4	撤去搬出可能期間についてご教示ください。(自衛隊のクリーン作戦の日程など)	例年、12月中旬に三の丸広場の芝生部分を利用する自衛隊のクリーン作戦が実施されますが、現時点で開催日は未定です。そのため、ライトアップ実施の際には、受託事業者と姫路城管理事務所と協議の上、撤去に必要な日程を確保したいと考えています。
5	スプリンクラーの場所と数をご教示ください。	別添資料を参照ください。
6	昨年度の水の使用量とその費用はいくらでしょうか。	子メーターの設置及び水道料金の負担を想定しておりましたが、子メーター設置及び料金の負担は不要となりました。
7	令和5年度の水鏡の施工業者を教えてください。いただくことは可能でしょうか。	昨年度の受託事業者は、株式会社コニシステムです。
8	水鏡の水に着色することは問題ないか。(プロジェクションマッピングの投影が映るように乳白色にする等)	要求水準書8⑦で示すとおり三の丸広場内の側溝などの建造物、樹木等を毀損、または汚損しないこととなっています。水鏡から排水する際、着色した水が濠に流れる可能性があるため、水に着色することは認められません。
9	お濠は使用可能でしょうか?	お濠の石垣は石井幹子デザイン事務所監修

		によるライトアップのため利用できません。ただし、お濠の水面であれば、石垣を照らすライトと干渉することがない範囲の演出は可能です。
10	武者溜りにある電源盤の使用は可能でしょうか。	100V20A を限度として使用可能です。
11	会場内のテントやライトアップコンテンツは常設でよいでしょうか。	常設可能ですが観光客の動線に支障がないよう設営及び演出を検討してください。また、三の丸広場では日中に水鏡を観覧できるよう動線を確保する必要があります。
12	機材が常設できない場合、期間中の準備開始可能時間・撤収時間を教えてください。	常設できない演出を行う場合は、来場者の退出誘導やイベント開始時間を考慮した上で機材を設営する必要があります。また、撤収時間は21時15分以降となります。
13	イベント時間に合わせた、場内売店の延長営業の計画はありますか。	姫路城三の丸広場内の売店は民間事業者が運営しているため、延長営業の可否は当該事業者の判断となります。ただし、例年は延長して営業されています。
14	昨年実施した際の運営スタッフ人員数と配置個所をお教えてください。	昨年度は期間中常時15人程度のスタッフが常駐しており、混雑などの状況に応じて配置場所などを変更して運営していました。昨年の人員数はあくまで参考としてください。配置場所は別添資料を参照ください。
15	三の丸広場の運営は運営スタッフのみで警備員の配置は不要でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	内覧会では運営スタッフの配置は最小限でよろしいでしょうか？※一般のお客様はいらっしゃる理解でよろしいでしょうか？（関係者の参加のみ）	内覧会では、招待客や関係者のみの参加を予定しており、一般のお客様の参加はありませんが、受託事業者による受付対応が必要となります。また、内覧会では、イベント期間中を想定したオペレーションの最終確認の機会となるため、実施期間中の運営を意識したスタッフの配置が必要となります。
17	一般入城者の敷地内からの退出誘導は何時頃からでしょうか。	17時以降を想定しております。詳細は受託後に姫路城管理事務所と協議の上、決定することとなります。
18	桜門橋手前に設置予定の当日料金徴収をおこなう料金ブースから、チケットもぎりをおこなうブースまでの動線は受託者の対応は不要（連携は行う）で人員も不要でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

19	チケットもぎりをおこなうブースの設置設 営等は不要という認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	会場での物販、飲食は可能でしょうか(酒類 を含む/おもてなし事業等において)	三の丸広場内の売店やビューローによる物 販を除き、原則、広場内では受託事業者に よる物販及び飲食物の販売はできません。
21	おもてなし事業で売上げが発生した場 合、売上金はどこに帰属しますでしょうか。	No. 20のとおりです。
22	会場での物販、飲食が可能でおもてなし事 業において調理を行う場合、火気厳禁等の 条件がありましたらご教示ください。	No. 20のとおりです。なお、要求水準書8 ⑦で示すとおり三の丸広場内は掘削、くい 打ち及び火気厳禁等となっています。